

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（依命通達）

（昭63.11.24 警察庁乙備発第11号、警察庁乙保発第18号、警察庁乙官発第20号 警察庁次長から各都道府県（方面）公安委員会委員長、本庁各局部課長、各審議官、首席監察官、警察大学校長、科学警察研究所長、皇宮警察本部長、各管区警察局長、東京都警察通信部長、北海道警察通信部長、警視總監、各道府県警察本部長、各方面本部長宛）

この度、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」（昭和63年法律第69号）、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（昭和63年政令第281号）、「核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令の一部を改正する総理府令」（昭和63年総理府令第50号）及び「警察庁文書決裁規程の一部を改正する訓令」（昭和63年警察庁訓令第11号）がそれぞれ制定され、いずれも昭和63年11月26日（一部規定は、「核物質の防護に関する条約」（昭和63年条約第6号）が日本国において効力を生ずる日（昭和63年11月27日）又は昭和64年5月26日）から施行されることとなった。

一般の改正の趣旨、改正の要点及び運用上の留意事項は、下記のとおりであるから、事務処理上遺憾のないようにされたい。

命により通達する。

第1 改正の趣旨

今回の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)の改正は、我が国において原子力の研究、開発及び利用を引き続き推進していくためには、今後とも適切な核物質の防護措置を講じていくことが極めて重要な課題となっており、また、「核物質の防護に関する条約」に定める国際的な責務を果たすためにも、万全の核物質の防護のための体制整備を行うことが重要であることから、同条約への加入に当たって、我が国における核物質の防護に関し、所要の措置を講ずるために行われたものである。

これに伴い、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」(昭和32年政令第324号。以下「施行令」という。)、「警察庁組織令」(昭和29年政令第180号。以下「組織令」という。)、「核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令」(昭和53年総理府令第48号。以下「府令」という。)及び「警察庁文書決裁規程」(昭和34年警察庁訓令第10号。以下「訓令」という。)の規定についても所要の改正が行われた。

第2 改正の要点

1 目的の改正

法の目的に、核燃料物質を防護して公共の安全を図ることを加えることとした。

2 定義

「特定核燃料物質」とは、プルトニウム(プルトニウム238の同位体濃度が100分の80を超えるものを除く。)、ウラン233、ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率を超えるウランその他の施行令で定める核燃料物質をいうこととした。

また、特定核燃料物質のうち一定の要件を満たすものを「防護対象特定核燃料物質」として定義することとした。

(法第2条第5項及び施行令第1条並びに施行令第1条の2関係)

3 特定核燃料物質の防護に関する規定の新設

(1) 特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置

ア 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者、廃棄物管理者及び使用者(以下「製錬事業者等」という。)、外国原子力船運航者並びに保管者は、施設等を設置した工業又は事業所において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合には、府省令で定めるところにより、特定核燃料物質の防護のための区域の設定

及び管理、施設等による特定核燃料物質の管理、特定核燃料物質の防護上必要な整備及び装置の整備及び点検その他の特定核燃料物質の防護のために必要な措置（以下「防護措置」という。）を講じなければならないこととした。

（法第11条の3第1項、第21条の2第2項、第35条第3項、第48条第2項、第51条の16第3項、第57条第2項及び第60条第2項並びに施行令第2条の2、第4条の2、第11条の2、第13条の7、第13条の14、第17条及び第17条の7関係）

イ 主務大臣は、防護措置がアの府省令の規定に違反していると認めるときは、製錬事業者等又は保管者に対し、特定核燃料物質の防護のための区域に係る措置を是正、特定核燃料物質の取扱いの方法の是正その他特定核燃料物質の防護のために必要な措置を命ずることができることとした。

（法第11条の3第2項、第21条の3第2項、第36条第3項、第49条第2項、第51条の17第2項、第57条第3項及び第60条第3項関係）

(2) 核物質防護規定

ア 製錬事業者等は、(1)のアの場合には、府省令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、主務大臣の認可を受けなければならないこととするとともに、これを変更しようとするときも、同様とすることとした。

イ 主務大臣は、特定核燃料物質の防護のため必要があると認めるときは、製錬事業者等に対し、核物質防護規定の変更を命ずることができることとした。

ウ 製錬事業者等及びその従業者は、核物質防護規定を守らなければならないこととした。

（法第12条の2、第22条の6、第43条の2、第50の4、第51条の23及び第57条の2関係）

(3) 核物質防護管理者

ア 製錬事業者等は、(1)のアの場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、府省令で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識その他について府省令で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならないこととした。

イ 製錬事業者等は、アにより核物質防護管理者を選任したときは、選任した日から30日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならないこととするとも

に、これを解任したときも同様とすることとした。

ウ 核物質防護管理者は、誠実にその職務を遂行しなければならないこととした。

エ 施設等に立ち入る者は、核物質防護管理者が法若しくは法に基づく命令又は核物質防護規定の実施を確保するためにする指示に従わなければならないこととした。

オ 主務大臣は、核物質防護管理者が法又は法に基づく命令の規定に違反したときは、核物質防護管理者の解任を命ずることができることとした。

(法第12条の3、第12条の4、第12条の5、第22条の7、第43条の3、第51条、第51条の24及び第57条の3関係)

(4) 運搬に関する確認等

ア 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者(以下「使用者等」という。)は、防護対象特定核燃料物質を含む核燃料物質を工場等の外において運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)においては、府省令で定める技術上の基準に従って保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置を講じなければならないこととした。

(法第59条の2第1項及び施行令第17条の3関係)

イ アの場合において、施行令で定める場合に該当するときは、使用者等は、その運搬に関する措置が技術上の基準に適合することについて、内閣総理大臣又は運輸大臣の確認を受けなければならないこととした。

(法第59条の2第2項及び施行令第17条の4関係)

ウ アの場合において、使用者等は、その旨を都道府県公安委員会に届け出て、運搬証明書の交付を受けなければならないこととした。

(法第59条の2第5項及び施行令第17条の5関係)

エ 都道府県公安委員会は、ウの届出があった場合において、災害を防止するために必要な事項のほか、防護対象特定核燃料物質を防護するために必要な事項について、必要な指示をすることができることとした。

(法第59条の2第6項及び府令第4条第2項関係)

オ 防護対象特定核燃料物質を運搬する場合に、警察官が運搬に関する検査を行うときは、保安及び当該防護対象特定核燃料物質の防護の確保について細心の注意を払わなければならないこととした。

(法第59条の2第11項及び府令第10条関係)

カ ウの届出をした製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者が、工場等の外において核燃料物質等を運搬する場合において、都道府県公安委員会に報告しなければならない事故に、防護対象特定核燃料物質の運搬の妨害を加えることとした。

(府令第11条関係)

キ 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び廃棄事業者は、特定核燃料物質が当該使用者等の工場等から運搬され又は外国の工場等から当該使用者等の工場等に運搬される場合で施行令で定める場合においては、運搬が開始される前に、当該特定核燃料物質が発送人の工場等から搬出されてから受取人の工場等に搬入されるまでの間における当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者(本邦外において当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者を含む。)を明らかにし、当該特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転される時期及び場所その他の総理府令で定める事項について発送人、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者及び受取人の間で取決めが締結されるよう措置するものとするとともに、運搬が開始される前に、その取決めの締結について、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の確認を受けなければならないこととした。

・(法第59条の3及び施行令第17条の6関係)

4 国家公安委員会との関係に関する規定の新設

(1) 意見の陳述

国家公安委員会は、公共の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、防護措置、核物質防護規定、核物質防護規定変更命令及び核物質防護管理者の規定の運用について主務大臣に意見を述べるができることとした。

(法第72条第1項及び施行令第23条の2関係)

(2) 連絡の受理

主務大臣は、核物質防護規定の認可をし、又は核物質防護管理者の選任若しくは解任の届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を国家公安委員会に連絡しなければならないこととした。

(法第72条第2項及び施行令第24条関係)

(3) 相互協力

内閣総理大臣、国家公安委員会、通商産業大臣及び運輸大臣は、この法に基づく特定核燃料物質の防護のための規制に関し相互に協力するものとする事とした。

(法第72条の2関係)

5 罰則の整備

- (1) 特定核燃料物質をみだりに取り扱うことにより、その原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又はその放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に対する危険を生ぜしめた者は、10年以下の懲役に処することとするとともに、その未遂罪を罰とすることとした。

(法第76条の2関係)

- (2) 特定核燃料物質を用いて人の生命、身体又は財産に害を加えることを告知して、脅迫した者は、3年以下の懲役に処することとした。

(法第76条の3第1項関係)

- (3) 特定核燃料物質を窃取し、又は強取することを告知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者も、(2)と同様とすることとした。

(法第76条の3第2項関係)

- (4) (1)から(3)までの罪は、刑法第4条ノ2の例に従うこととした。

(法第76条の4関係)

6 警察庁組織令の一部改正

警備課の所掌事務に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に関する事務で警察庁の所掌に属するもののうち、核燃料物質の防護に係るものに関するものを加えるとともに、保安課の所掌事務について所要の改正を行うこととした。

(組織令第13条の3及び第16条関係)

7 警察庁文書決裁規程の一部改正

法の一部改正に伴い、長官の決裁事項並びに保安部長、警備局長、保安課長及び警備課長の専決事項につき、所要の改正を行うこととした。

(訓令第20条、第26条、第28条、第31条、第32条及び第34条関係)

8 施行期日等

(1) 施行期日

1、2、3(4)、6及び7に関する規定の施行期日は昭和63年11月26日、5に関する規定の施行期日は「核物質の防護に関する条約」が日本国について効力を生ずる

日（昭和63年11月27日）、その他の規定の施行期日は昭和64年5月26日とすることとした。

(2) 経過措置

ア 昭和64年5月26日に現に製錬事業者等である者については、同日から90日以内に、核物質防護指定を定め、主務大臣の認可を受けなければならないこととした。

イ 3(4)の規定は、昭和63年11月26日以後に開始される核燃料物質等の運搬について適用し、同日前に開始される核燃料物質等の運搬については、なお従前の例によることとした。

第3 運用上の留意事項

- 1 今回の改正の趣旨にかんがみ、核物質防護における警察の役割の重要性を十分に認識し、関係職員に対する法、施行令及び府令の改正の趣旨及び内容について指導及び教養を徹底すること。
- 2 今回の組織令の改正により法の施行に関する事務で警察庁の所掌に属するものについて、警備部門と保安部門との間で事務の配分がなされたことに伴い、関係部門の連携を強化する等事務の円滑な処理に努めること。
- 3 その他の留意事項については、別途通達させる。